三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百五十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県東広島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百五十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市東城町川西字鐘鋳場四六二の二、四六二の五から四六二の七まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字鐘鋳場四六二の二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百五十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県安芸高田市吉田町国司字高塚二八五の三、二八五の四、二八九の三、二八九の四、二九〇の四、二九〇の五、二九〇の七、二九四の三、三〇〇の三、三〇二の九、三〇二の一〇、三〇二の七八、三〇二の八〇、三〇二の八二、三〇二の八四、三〇二の八六、三〇二の八八、三〇二の九〇、三〇二の九二、三〇二の九四、三〇二の九五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字高塚二八五の四、二八九の四、二九〇の五
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百五十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年三月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県福山市山野町大字山野字池尻川西ノ一　四七〇の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百五十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年三月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県東広島市黒瀬町宗近柳国字呉ケ谷九一の三・九一の四（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第五百五十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年三月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県大竹市玖波六丁目八二の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び大竹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第二百二十九号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
栃の沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山梨県南都留郡道志村
字竹の本　六三六九番　一号
六三二九番三　二号及び三号
六三六三番　四号
六三二九番二　五号から八号まで
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
コカゲサン沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
山梨県甲斐市吉沢
字上組平　四〇二五番一及び四〇二五番二
四〇二六番一及び四〇二六番三
字上ノ原　四三七一番一から四三七一番五まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
山梨県甲斐市吉沢
字上組平　四〇二九番一　一号、二号、十四号及び十五号
四〇二八番一　三号から六号まで及び九号
四〇二六番一　七号及び八号
三四一六番　十号
三三九四番　十一号
三三九二番　十二号
三三七六番　十三号
四〇二九番二　十六号

**○国土交通省告示第二百三十号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏